

# HAND IN HAND

はんど いん はんど

## 相互扶助システムを作ろう!

☑二人の主婦がチームを組んで産後の母親たちの手助けをしているという記事を読んだ。日本最大の団地として知られる多摩ニュータウンがYさん(43歳)とOさん(45歳)の仕事場だ。共働き家庭・母子家庭などから手伝いにきてほしいと依頼が多いそうだ。赤ちゃんの入浴から掃除・洗濯、買物・夕食の支度まで、二人で2時間たらずの間に手際よくこなしていく。人には感謝されるし、主婦のキャリアを存分に生かせる素晴らしい仕事だと思う。

☑全国各地に支部のある「労力銀行」は10周年を越えたという。ボランティアの会員たちの相互扶助システムだ。自分にできる労力を提供して、1時間1英の計算で預け入れ、逆に自分が手助けしてほしい時は預けた英数分だけ他の会員から労力を提供してもらえる。足りない分は現金で精算する仕組みである。

☑二つのことを書いたのは他にもない。私たち「はんど・いん はんど」でも似たようなことができないかと履うからである。それぞれ離婚して自活している。自分の時間も持てないほど忙しいから人の手助けどころではないと思う人もいるだろう。しかし、それだからこそ、助けあって自分の時間を生みだせばいいのだ。たとえば、子供を預けあって、会合や音楽会に行くとか、からだの不調の時、子供と自分の食事をつくってくれる人がいればどんなに楽だろう。「はんど・いん はんど」を組織した最初の目的はそういうことだった。そろそろ会員をふやし、具体的に相互の助け合いを進めたい頃だと思う。ご意見を待つ。丹より子。

逐次刊行物

13.2.14

21

# 特集。別れた父親にとって子は他人なのか

S・Kさんの手紙

## 親子関係はなくなるという夫

「子供が三人、家に近い職場を選んだ」

離婚して、とうとう一年半になります。慰謝料、養育費、結婚している間にためた貯金など、何をないまま、再スタートを切りました。現在、パートで製本加工の仕事をしていきます。収入は、労働時間×時給。社会保険その他の手当は一切、つきません。

子供は三人。10才と8才の小学生、4才の子供は、準公立の保育園へ通っています。遠征などの行事には、ほとんどの親が参加しますが、私はいっしょに行くことができません。子供は淋しいだろうと思いますが、今では私が行くとは思っていません。

下の子が三才の時、熱を出して、ひとりで留守番をさせました。職場が近いから見に行けるからです。手当や保障がついて、と、さし遠い職場であれば、私達親子は食べていけないと思います。子供達のこと、通勤時間、服装を考えると、遠ければ、

疲れるだろうし、よけいな出費もあるでしょう。今の収入や仕事で納得しているわけではありませんが、今日・明日・今月、食べていかねばならない。これが現実です。普通にくらしている人と比べると、気分

が落ち込みます。だから、なるべく比べないよう努力しています。数字や言葉で比べ

ては仕方ないし、そんなことで、あせったり、おぼろげになったりするのには意味のないことだと思えます。

## 「父親は、親であることの痛みを感じないのか」

夫は、離婚して、夫婦関係が消滅すれば、親子関係となくなるのだと言いました。世に存在する「と」とは、夫なのであるから、離れれば、親としての義務は、果たしていらいたし、結婚しなかったなら子供達は、今も未来において存在しなかったのだという事実を認めたいです。

夫は、自分を家族として、いっしょにくらしている間は、親子だ、妻が自分の身の回りの世話をし、家庭生活が続いているから、父であり、子であるという考えでした。離婚をし、私が夫の世話をしなくなり、いっしょにくらむないのなら、自分には、父親であるという意識はない、親子関係を、結婚生活に付属しているのだと言いました。

私は、一年半生活してきて、経済的にきびしいので、せめて年二回でも養育費として、お金を送ってほしいとたのみましたが、拒否されました。親であることの痛みを、父親でありながら、あの人は、なぜ感じないのでしょうか。親であるという立場は同じなのに、なぜ母親である私だけが、

経済的にも、心理的にも、肉体的にとまた

「子供達の未来に對してと、その責任をおかねばならないでしょう。いくら口で心配していると言っても、形で現さなかったら、意味がないと思うのです。どちらかが原因となって、夫婦でなくなったとしても、親子関係は、変わらないのに、実の父親が子供が生まれてゆく為のお金を出さないのは、おかしいと思えます。」

「再婚はちゅうちょ。男はお金を手さかかみ、私自身の収入だけで、私と子供達の収入がまかなえるようになってはじめて、異性を男対女として意識できるだろうと考えられています。男とは、お金の力があるのです。再婚すれば、児童手当は入らないし、収入が減り、支出は増えます。就学援助金も、とらえなくなり、保育料と、有料になるし、保険や税金がふえます。食事の内容も考えなくてはなりませんし、広いスペースも必要になるでしょう。私の今の収入(月11万円)の他に、相手から、20万円位とらえて、生活は楽ではないでしょう。」

その上、男性への日常の世話がふえます。今の男性は、日常生活における自立ができいないので、男一人の為に、家事労働量がふえます。まして子供は、他の男の子供です。こういう風になるのか——再婚は、つい考えてしまいます。

## 「娘にどうも父親の条件を引く」その後

18号・20号から続いて——  
Aさん(37才)は、子供が二人。上の子は、喘息で医療費がかかる。普通の人ならば、何とぞ

ない。ほこりが原因で起こるもので、公書認定される程ではない。漢方薬と病院から出る薬を併用。それが切れると発作が起こる。週一回の体質改善の注射も、今のところ効果が見れていない。家のローン返済が月5万円あるし、養育費として、二人で月5万円のほか、自分の給料の中から、毎月約2万円かかる医療費は、ばかにならない。

そんなのにたいへんならやめてごらんなさいと知り合いの調停委員に言われ、養育費の値上げを申請した。第一回目は、「何を言うか」という態度の調停委員。二回目は、「値上げ申請して、ハイ、OKと言うような人なら、離婚にはならないですよ」と、やんわり言われた。ところが、三度目には、「お苦しいのはたいへんよくわかります。と、今の平をかえした様。審判になるところで、Aさんは、あきらめた。別れた夫は、高い給料を取りながら、子供の為の養育費をなせ、出し渋るのか疑問だし、腹立たしいけれど、「子供の為にはがんばって」と思っていた気が持たが、うせてしまった。

高校進学の為にお金をかりるには、収入は関係しないが、母子福祉協力員のOKが必要だ。Aさんの近所には、母子福祉協力員とは顔なじみの両親と住んでいる。「お金を借りるなんて、そんなみっともないことは、やめくれ」と、親は言う。地方では、世間体の為にするおに

福祉がうけられなくなる。上の子は、中学一年生。高校進学と、とうすぐしぱりくは、このまま、自分の力でやっていくしかないようだ。

### 三十円の父親ツラ

子供が生まれたら、夫は変わるかもしれないという期待がありました。そして、自分なりに、よい家庭生活を、と努力しました。が、結局、結婚七年目、別れ話を出しました。

最初の内は、「子供は俺が育てる」とか、月に何回かは会わせてやる、などと言っていました。が次第に、「手切金を出せ」、「絶対に別れてやらん」と、全とお金の事ばかりになり、子供のこととは、まったく言わなくなりました。そして、別れる時には、子供の為のお金など、一円も出しませんでした。

離婚して2年。今年父親は、上の子供の誕生日に学童保育所に来て、図書券三千円分を置いて行きました。三千円は、父親ツラされたのでは、たまたまのことであります。バカバカしくて、情けなくなり、その時、子供が、「お父さん、どうじも、おうちさんの誕生日だよ」と言ったら、「ああ、そうかね、ケーキでも持て行くからね」と言ったのですが、下の子の誕生日から、20日以上たつた今でも、何の音沙汰もありません。別れた男は、月三十万円以上、収入のある人です。自分の洋服は新調して、子供には何さしようとはしないのです。こんな男だから、別れて本当に良かったと思っ

の成功は、離婚です。高い勉強をしましたが、ずい分、利口になりました。父親は、いれはよいというものはありません。世の中、いい方が、いい父親と、ずい分多いですよ。ね。

### 19号で紹介した手紙への「激励」

★人間とは残酷なもので、自分以外の者が少しでも平和であったり、穏やかにくらししているように見えるといじめをやろうと、チキリチキリ、いやみを言い、小馬鹿にするのです。だから、そういう人は、頭から無視なさいませ。だって、本当に困った時、そういう人は、あざ笑うだけです。10円のお金と援助してはくれないうのです。私は、夫とくらして40年より、何とないけれど、なんとかわいて、快眠・快食、一平仄に過ごせるようになったこの一年半のひとりぐらしのしあわせをかみしめています。子供が小さいなら、それだけに、不安をたいへんなくとありましようけれど、夫とくらしていたころより、少しで、しあわせだと感じなければ、がんばる元気がわかないではありませんか。

(63才・福岡)

性について話し合いたいと思います。場所は、円より子事務所。11月26日(金)夕方、参加ご希望の方は、前日まで、TEL(4027354)下さい。

### お断わり

次号は、12月・1月合併号とし、1月にお届けします。

# 今年最後の第38回ニコニコ離婚講座のお知らせ

【期日】11月25日(木)PM1:30～4:00 【受講料】1,000円  
 【会場】渋谷区渋谷2-14-17 ヌ2小松ビル3F  
 ★渋谷駅から東邦生命ビル(高層ビル)をぬです。そこから、10m位青山寄り。  
 【講座内容】一部 『子供が書いた離婚の本』 円より子  
 二部 『離婚に必要な法律と手続き』 金住典子弁護士  
 (質疑応答も含む)

## “HAND・IN・HAND”の会へのおさそい

★第18回 ほんといんほんどの会  
 【日時】11月18日(木)PM6:30～8:00  
 【場所】新大寺町ビル1F  
 “サンパティック・サロン”  
 【会費】1,000円  
 【テーマ】『単親家庭の中で-くらの知恵』  
 子供と過ごす時間のくろう、ひとりで楽  
 しく過ごす方法等、互いの知恵を出し合っ  
 てみませんか。★申し込み TEL. 402-7354 (土・日休)★

★第19回 ほんといんほんどの会  
 【日時】12月16日(木)PM6:30～8:30  
 【場所】渋谷 “じょあん”  
 去年と同じところです。  
 【会費】3,000円  
 【テーマ】「ほんといんほんど」のこれからの  
 活動と、忘年会

## 大阪 HAND・IN・HANDの会へのおさそい

大阪での会合は、毎月第二日曜日に行ないます。時間は、午後2時  
 から4時。2回目の会合は、「スタジオ新大阪」のロビーで行ないました。  
 うれしいことは、下記のおふたりに、おたずね下さい。

★  
 ★ 一 . . . . .  
 参加は、女性に限ります。お近くの方、ぜひ、参加して下さい。

★3回 会合 11月14日(日) ・ ★4回 会合 12月12日(日)



『女性のための法律教室』  
 ーいざという時、誰があなをー  
 助けるか

金住典子著  
 PHP研究所発行 ¥680

離婚と法律については、「暴力的な夫と離婚する法」「離婚後の親権・監護権・共同監護」等、別れる時、別れた後の生きかへのアドバイス。その他、「パートタイマーを働く女性の権利」など知らずには損しない様、女性の為の法律が、わかりやすく、書かれています。

購読料 [切れのハガキを出したところ、  
 たくさんの方の送金がありました。領収に  
 かえて、この場で、すべてこちらに届いている事、  
 お知らせします。購読料がきれても、お申し  
 出がないと、引き続き送付しますので、購読  
 を中止したい方は、おハガキが、おごんわ  
 (03-402-7354)を下さい。

編集後記 長く別居をしている人、離婚を考  
 えている人たちは、年末が近付くと  
 今年中になんとかして、新年をむかえたいと思うよ  
 うです。あせって、後悔を残す別れ方をしないように  
 ねがいます。

▼1982年11月1日 オオス・ヨリック発行  
 発行人・円より子  
 編集人・平沢圭以子

〒150  
 東京都渋谷区神宮前3-33-2  
 原宿ハイム202 オオス・ヨリック